

【みなし決議を行った場合の総会議事録のひながた】

【注意】

みなし決議には、全ての議事について社員全員からの同意の意思表示が必要です。
定款に規定がなくても、NPO法第14条の9第1項の規定により「みなし決議」による
総会開催が可能です。（定款でみなし決議を禁止している場合を除きます。）

特定非営利活動法人〇〇〇〇総会議事録

1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 〇〇年度の事業報告書及び活動計算書承認の件
(2) △△年度の事業計画書及び活動予算書承認の件

1は、次の例のように具体的に記載することもできます。

(1) 主たる事務所の変更に伴う定款第〇条の変更の件

旧) 第〇条 この法人は、主たる事務所を京都市〇〇に置く。

新) 第2条 この法人は、主たる事務所を京都市××に置く。

なお、変更日は、〇年〇月〇日とする。

2 提案者の氏名又は名称

理事長 〇〇 〇〇

理事又は社員が提案することができます。

3 総会の決議があったものとみなされた日

〇〇年〇〇月〇〇日

社員全員分の同意を得られた日を記載します。

4 正会員総数

〇〇人

5 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事 □□ □□

以上のとおり、提案につき正会員の全員が書面（又は電磁的記録）により同意の意思表示をしたため、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

この記載例は、京都府ホームページに掲載している定款例に沿って作成しています。
法人の定款にみなし決議の規定がある場合は、同意の意思表示の方法、議事録に記載すべき事項、議事録の署名・押印の方法等については、その規定に従ってください。

提案者 理事長 〇〇 〇〇

議事録作成者 理事 □□ □□

【みなし決議を行った場合の総会議事録のひながた】

【参考】京都府ホームページに掲載している定款例（抜粋）

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名